



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

- ◆ 天達共和及び知財部ニュース速報-----2
 - 天達共和の宮曉燕弁護士が中国オリンピック代表団に同行しパリで法律サービス・保障を提供
 - 天達共和法律事務所及び複数の弁護士が2024「IAM Global Patent 1000」に選出されました
- ◆ 最新の知財動向 -----4
 - 司法部が「国務院による涉外知的財産紛争処理に関する規定（意見募集稿）」を発表
 - 国家知識産権局が国際的に最高基準の懲罰的賠償制度確立を強調
- ◆ 代表事例速報 -----7
 - インダクタ業界の巨人同士の対決！中国企業が日本企業による250万円の賠償を巡る訴訟に直面
 - 過去最高額となる6.4億元の賠償が認定された新エネルギー車シャーシ技術秘密侵害訴訟終審判決
- ◆ TOPICS -----11
 - 「第一案」からグループ企業の無形資産権利帰属のリスクと対応策を知る



天達共和
国際体育仲裁与纯洁体育

天達共和の宮暁燕弁護士が

中国オリンピック代表団に同行しパリで法律サービス・保障を提供

天達共和法律事務所文化スポーツ部の宮暁燕弁護士が、再度国家スポーツ総局の招へいを受けて、2024年7月21日から、中国スポーツ代表団に同行してパリへ赴き、オリンピックに関する法律サービス・保障業務を行いました。

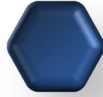
宮暁燕弁護士はこれまでも中国スポーツ代表団の随行弁護士として第32回東京夏季オリンピック大会にも参加し、全日程にわたり競技に関する専門法律サービスと保障業務を提供していました。それから三年が経過し、より深い専門的な蓄積と実践的な経験をふまえ、競技中に遭遇する可能性のある法律リスクおよび実務に対し、十分な検討、事前準備を行っています。

天達共和の文化スポーツ部は、高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、スポーツ分野の様々な業務に携わるお客様のために、品質の高い法律サービスを提供して参ります。

天達共和法律事務所及び複数の弁護士が

2024「IAM Global Patent 1000」に選出されました





国際的に著名なメディアである Law Business Research の知的財産プラットフォームである IAM が 2024 年度 IAM Patent 1000 2024 を正式に発表し、天達共和法律事務所及びパートナーの張嵩、関剛、薛侖弁護士が「特許侵害」分野において選出されました。

評価:

当該チームは、中国の法律体系に不安を感じる海外の顧客に対し、明確なガイド及び詳細なサービスを提供している。

選出者:

張嵩 : 特許侵害分野

関剛 : 特許侵害分野

薛侖 : 特許侵害分野



IAM Patent 1000 2024

Identify top-tier, private practice patent expertise with the IAM Patent 1000, this invaluable resource backed up by analytics surfacing critical firm analysis.



1000

East & Concord Partners

IAM Research Recommended Individuals Analytics

IAM Research

CHINA: DOMESTIC



The Patent 1000 focuses exclusively on patent practice and has firmly established itself as the definitive 'go-to' resource for those seeking world-class legal patent expertise.



China: Domestic

Bronze - Firms: litigation

The IP set at full-service East & Concord houses 30-plus attorneys and patent agents, providing the full spectrum of patent services to a high standard. "The group offers clear guidance and meticulous service to overseas clients who might not be very familiar with Chinese legal system." First among equals is **Song Zhang**. An electronics expert by trade, he is a go-to among Japanese patrons in sectors such as telecommunications, semiconductors and computers. He is joined by ex-patent examiner **Gang Guan**, who excels at delivering top-notch patent counsel. Last, but not least, **Lun Xue** has built up a versatile practice encompassing everything from drafting and prosecution to enforcement and litigations.



Get more from IAM

Sign up to our daily email

Recommended Individuals

Gang Guan

China: Domestic

Lun Xue

China: Domestic

Song Zhang

China: Domestic





中华人民共和国司法部
Ministry of Justice of the People's Republic of China
(中国政府法制信息网)

首页 | 机构设置 | 全面依法治国 | 行政法规库 | 政务公开 | 政务服务 | 立法意见征集 | 互动交流

> 立法意见征集

司法部关于《国务院关于涉外知识产权纠纷处理的规定（公开征求意见稿）》公开征求意见的通知

来源：司法部官网 发布时间：2024-07-29

打印

司法部が「国务院による涉外知的財産紛争処理に関する規定（意見募集稿）」を発表

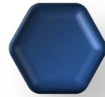
知的財産保護を強化し、ビジネス環境を最適化し、中国の公民、組織が法により涉外知的財産紛争を処理することを促進し、中国の公民、組織の合法的權益を保護し、ハイレベルの対外開放を促進し、経済の高品質な発展を推進するため、司法部は、関係部門と「国务院による涉外知的財産紛争の処理に関する規定（意見募集稿）」を起草し、社会に対し公開意見募集を行う。

意見募集稿は主に以下内容を規定している：

一つ目は、国务院関係部門、地方人民政府及びその関係部門が涉外知的財産紛争の処理に対する指導とサービスを強化し、商会、業界協会、越境 EC プラットフォーム等組織が涉外知的財産保護支援プラットフォームを構築するのを奨励することを明確にした。（第二条、第三条、第十条）

二つ目は、情報サービスの強化である。知的財産情報公共サービス体系を改善し、国外の関連知的財産法律制度情報を適時収集、発表し、国外の知的財産制度の変化に対して、重点情報のフォローアップを強化し、典型案例の分析研究を行い、公衆のために情報照会サービス及び早期アラートを提供する。（第四条、第五条）

三つ目は対応指導の強化である。涉外知的財産紛争処理指導業務機構及び業務規程を改善し、我が国の公民、組織のために、涉外知的財産紛争処理対応戦略の指導及び権利保護の支援を提供する。（第六条）



四つ目は専門サービスの強化である。商事調解組織、仲裁機構が涉外知的財産紛争の解決に参画することをサポートし、法律事務所、知的財産サービス機構等が涉外知的財産サービス能力を向上させることを奨励し、我が国の公民、組織のために効率的で便利な涉外知的財産紛争解決ルート及び品質の高い涉外知的財産和法律サービスを提供する。(第七条、第八条)

五つ目は、企業の能力開発の強化である。企業にコンプライアンス管理強化を求め、企業広報、研修を明確に強化し、涉外知的財産紛争の処理能力向上を求める。保険機構が涉外知的財産関連保険業務を行うことを奨励し、企業が涉外知的財産権利保護相互扶助基金を創設することをサポートし、権利保護コストを削減する。(第九条、第十一条)

司法部

2024年7月29日

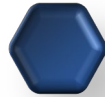


国家知識産権局が国際的に最高基準の懲罰的賠償制度確立を強調

7月29日、国務院ニュース弁公室は「高品質発展の促進」をテーマに一連の記者会見を開き、国家知識産権局の胡文輝副局長は、知的財産の厳格な保護は、外資系企業にとって普遍的に注目する問題の一つであると述べた。

報道によると、まずトップレベルデザインの面で、国家は「知的財産強国建設綱要(2021～





2035年)」、「『十四五』国家知的財産保護と運営計画」、「知的財産保護に関する意見」等一連の重要文書を相次いで発表し、いずれにおいても知的財産の「統一的保護」について明確な取り決めがされており、国際一流のビジネス環境をサポートする知的財産保護体制を構築する必要性が強調されている。また、国家知識産権局は相次いで商標法と専利法の新たな改正を完了し、国際的に最高基準の懲罰的賠償制度を確立した。

次に、保護効率の向上という面で、国内企業と外資系企業の知的財産の同一視と同等な保護を行うことを堅持する。例えば、全国に115か所の国家レベルの財産保護センターと迅速権利保護センターが設立され、そのうち5,000社以上の外資系企業や合併企業が登録されており、国内企業と同様の迅速な調整された保護サービスが提供され、涉外知的財産紛争を適切に処理し、侵害を適時に停止している。国家知識産権局は、昨年以來、米国、ドイツ、フランス、イタリア、タイ、デンマークなどの国家の関連企業が関わる多くの知的財産権紛争を相次いで適切に処理しており、外資系企業から高い評価を得ている。

第三に、意見や要望の解決という面では、外資企業との定期的なコミュニケーションメカニズムを確立し、外資企業の知的財産に関するシンポジウムを複数回開催し、外資企業の意見や要望を積極的に聞き、知的財産に関連して遭遇した課題や困難の解決を助け、企業が安心して事業を展開し、投資を行うことができるようにした。

2023年の外資企業の中国財産保護に対する満足度は80.55ポイントに達し、2022年より1.44ポイント上昇した。また、中国における外国の特許出願件数、登録件数、有効件数も急速に増加しており、今年6月時点で、中国における外国の特許有効件数、有効商標登録件数はそれぞれ91.9万件と213.5万件に達し、前年比でそれぞれ3.9%、3.8%増加しており、外国企業が中国市場を非常に重視し、中国の知的財産保護に自信を持っていることが分かる。

胡文輝副局長は、次のステップが、知的財産保護レベルを継続的に向上させ、知的財産に関する国際協力を深化させ続け、高水準の国際経済貿易ルールと積極的に連携し、外資企業とのコミュニケーションメカニズムをさらに改善することであり、そして知的財產業務をより強固かつ効果的に機能させ、外資系企業が中国の発展の利益と大規模市場をよりよく共有できるように、外資系企業にとってより良いビジネス環境を作り出すと述べた。

出所：国務院ニュース弁公室記者会見サイト





インダクタ業界の巨人同士の対決！中国企業が日本企業による250万円の賠償を巡る訴訟に直面

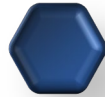
2024年8月3日、深セン順絡電子股份有限公司(以下、「順絡電子」)は、同社が関与する訴訟に関する公告を発表した。この公告によると、順絡電子は日本企業を名指して、当該日本企業との間で250万円を巡る5件の専利紛争に関与している。

1. 5件の専利で250万円の請求

8月1日、順絡電子は上海知識産権法院から送達された「民事訴状」、「応訴通知書」等訴訟関連資料を受領した。

日本企業は訴状の中で、順絡電子及び上海旭沁電子科技有限公司(以下「旭沁電子」という)が、生産経営目的で、日本企業の係争専利権を侵害する行為を実施したため、法院へ訴訟を提起し、以下の判決を求めると主張している。

(1) 順絡電子は、原告が有する専利番号 ZL201310020785.4 の専利権を侵害する行為を直ちに停止せよ。これには、原告の専利権を侵害するすべての侵害製品の製造、販売、および販売の申出を直ちに停止すること、すべての侵害製品及び半製品の在庫を破棄すること、すべて



の侵害製品に係る宣伝資料、ネットワークリンク、サイトを削除、破棄することが含まれる。

(2) 旭沁電子は、原告が有する専利番号 ZL201310020785.4 の専利権を侵害する行為を直ちに停止せよ。これには、原告の専利権を侵害するすべての侵害製品の販売を直ちに停止することが含まれる。

(3) 両被告は、侵害行為を制止するために支払った弁護士費用等合理的な費用として暫定額 50 万元を連帯して賠償せよ。

(4) 両被告は、本件訴訟費用を共同で負担せよ。

今回、日本企業は、同一の訴訟の理由により専利番号 ZL201310020785.4 に加えて、専利番号 ZL201610108687.X 号、ZL201811351471.1 号、ZL201580012303.8 号、ZL200880100996.6 号の合計 5 件の専利権について訴訟を提起した。各訴訟の請求額は 50 万元で、合計 250 万元である。

2 直接対決: 中国企業は積極的に応訴

順絡電子は 2000 年に設立され、各種チップ電子部品の研究開発、生産、販売を専門とする企業であり、独自の知的財産権を有する数多くのコア技術を保有して、国内インダクタのリーディングカンパニーであるだけでなく、グローバル業界でもトップ 3 のインダクタ企業である。日本企業は 1944 年に設立され、グローバル電子部品製造業界で主導的な地位を占めている。当該日本企業の公式サイトが発表した 2023 年の統合報告書では、順絡電子をインダクタ事業の競合企業の一社として挙げている。この観点からすると、日本企業が順絡電子を相手取って専利訴訟を提起したことは、インダクタ業界をリードする両社の真っ向からの対決の始まりといえる。

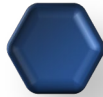
順絡電子は公告の中で、以下のように述べている。

日本企業の主張は認められず、積極的に応訴する。

国家知識産権局の専利審査情報通知照会によると、順絡電子は既に特許権の無効審判請求の請求費用を支払っており、5 件の係争専利について無効審判を請求した。2023 年 12 月 31 日の時点で、順絡電子は、365 件の特許、553 件の実用新案、12 件の意匠を含む、930 件の国内専利が登録有効である。

出所: IPRdaily 中国語サイトに基づき修正





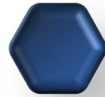
過去最高額となる 6.4 億元の賠償が認定された新エネルギー車シャーン技術秘密侵害 訴訟終審判決

6月4日、最高人民法院知識産権法廷公式アカウントは、「(2023)最高法民終1590号新エネルギー車シャーン技術秘密侵害案民事判決書」を発表した。その発表によると、吉某側が勝訴し、威某側は吉某側へ6億4,000萬元以上の損害賠償金を支払う必要があり、中国における知的財産侵害訴訟で認められる賠償額としては過去最高額を記録した。

事件の概要

2018年3月、吉某グループは、子会社成都高某会社の離職者が返却したコンピュータのハードディスクが損傷しており、技術的に修復した際、一部のコンピュータには、離職者が2年前に威某側のために働いていたファイルが含まれていたことを発見した。吉某グループの副社長で成都高某会社の総経理である侯某靖は、離職して威某側で業務する際、大量の技術データが含まれている業務用コンピュータを返却していなかった。吉某側の調査では更に、2017年3月から6月にかけて、威某グループと威某スマートトラベル会社が、吉某側を離職した一部従業員を発明者として、1年以内に多数の専利を出願し、専利書類には吉某側が保護を請求した





12 セットの自動車シャーシ部品図面とデジタルモデル技術情報を使用していたことに気づいた。また、吉某側は、威某が生産する EX5 モデル電気自動車の一部のシャーシ部品が、吉某側が研究開発および設計したシャーシ部品と完全に一致していることにも気づいた。以上の状況を踏まえ、吉某側は、威某側が成都高某公司への従業員転職を誘導し、技術秘密を取得したことは権利侵害に当たると考え、訴訟を提起した。吉某グループ、吉某研究院は 2018 年 12 月 3 日、一審法院に次のことを求める訴訟を提起した。

1. 威某側は、吉某側の技術秘密を侵害する行為を直ちに停止せよ。
2. 威某側は、共同で吉某側へ 21 億元の損失を賠償せよ。
3. 威某側は、訴訟費用を負担せよ。

第一審判決

1. 威某温州公司是、5 つの部品の図面に含まれる技術情報の侵害行為を停止せよ。
2. 威某温州公司是、吉某側へ 500 万元の経済損失及び 200 万元の合理的支出を賠償せよ。
3. 残りの訴訟請求を棄却する。

二審判決

1. 原判決を取り消す。
2. 威某側は、侵害を停止せよ。
3. 威某側は、吉某側へ 637,596,249.6 元の経済損失及び 5,000,000 元の合理的支出を賠償せよ。
4. 吉某側のその他の訴訟請求を棄却する。
5. 威某温州公司の上訴請求を棄却する。

この訴訟は、中国における新エネルギー車の知的財産侵害行為に警鐘を鳴らしたものであり、新エネルギー車分野における関係知的財産の保護の助けとなり、侵害行為を取り締まり、新エネルギー車技術の発展のため、公平な競争環境を創造した。また、この訴訟は、中国の知的財産の保護と科学技術の革新的な発展を促進する上で重要な役割を果たした。知的財産を厳格に保護することによってのみ、ビジネス環境を最適化し、より高度に開かれた経済新体制を構築することができる。





「第一案」からグループ会社の無形資産権利帰属のリスクと対応策を知る

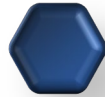
はじめに

企業運営において、専利、商標、著作権、営業秘密、データ所有権などの無形資産はすべて企業にとって核心的競争力の重要な要素であるが、無形資産の保護と管理は複雑なプロセスであり、特に複数の子会社や複雑な事業分野を抱えるグループ会社にとっては、リスク管理が特に重要である。「第一案」は、グループ会社による無形資産のリスク管理に関する典型的な事例である。

一、事件の概要

最高人民法院の知的財産権法廷が発表した「(2023)最高法知民終 1590 号の新エネルギー自動車シャーシ技術秘密侵害事件民事判決書」によると、吉某側が勝訴、威某側が敗訴し、吉某側に 6.4 億元余りを賠償することになった。この事件は、大量の従業員の転職に起因する新エネルギー車シャーシ技術秘密侵害をめぐる紛争である。特に、この事件は 12 セットのシャーシ部品の図面及びデジタルモデルの技術秘密にかかわり、威某側は短期間で吉某側の技術秘密を侵害した疑いがある威某 EX シリーズ型電気自動車を発売した。





この事件は、賠償額が過去最高額となっただけでなく、技術秘密侵害の民事責任負担の具体的な方式、内容、範囲、並びに、侵害停止等の非金銭支払義務の履行を拒否した場合の遅延履行金の支払及びその支払基準等の面においても先駆的な模索を行った。この判決は知的財産権に対する厳格な保護を強調しただけでなく、「新たな質の生産力」の育成と発展を加速させるために、裁判上の知恵と力を貢献した。

本稿では、この事件を通じて、グループ会社が無形資産の所有権管理を行う上で遭遇する可能性のあるリスクを詳細に分析し、知的財産などの無形資産の所有権を管理する際の対応策について検討する。

二、グループ会社の無形資産の権利帰属リスクと対応策

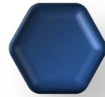
2.1 権利帰属に関する不確実性のリスク

「第一案」では、訴訟主体の適格性に関する争点が生じた。威某側は、吉某グループとその子会社はいずれも独立法人資格があり、関連するシャーシ応用技術の権利者は成都高某公司であるため、吉某グループは当該シャーシ応用技術秘密について訴訟を提起する権利がなく、係争 12 セットの図面及びデジタルモデル技術秘密は吉某グループとは無関係であり、吉某グループは係争 12 セットの図面及びデジタルモデル技術秘密について主張する権利がないと主張した。

上記からわかるように、技術秘密の所有権及び管理権に混乱又は瑕疵がある場合には、親会社と子会社のどちらが権利者、管理者であるかを確定しがたいというリスクが生じやすい。この不確実性により、侵害が発生した場合に責任主体または権利主体を確定することが困難となり、権利保護の効率と有効性に影響してしまう可能性がある。

本件において、法院は、最終的に、「関連会社の間には研究開発、生産、その他の事業活動に関する統一的な手配があり、営業秘密を含む知的財産権の所有、管理および使用について明確に規定・合意され、これによって、ある関連会社が関連する営業秘密の所有者、管理者又は使用者となった場合には、当該関連会社は営業秘密侵害訴訟を提起する権利を有する。よって、吉某グループが原告として係争技術秘密について訴訟を提起し、権利を主張することができる」と認定したが、これは、第二審の訴訟プロセスにおいて、成都高某公司が補充した、吉





某グループに提訴する権利があることに関する声明が採用されたからである。従って、日々の管理において、無形資産の権利帰属や管理についてしっかりと確認を行っていれば、今後のグループ会社の権利保護のコストやリスクを大幅に軽減することができる。

2.2 権利帰属リスクへの対応策

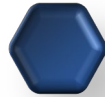
このようなリスクを軽減するために、グループ会社およびその関連会社は、協定やグループの統一管理規程などを通じて、無形資産の所有権の帰属や管理責任を明確に規定する必要があり、特にグループ会社は、グループ規程制度によって、グループ内の研究・開発、生産などの経営活動に対して統一的に手配し、親会社と子会社、各子会社と関連会社の間での知的財産権等の無形資産の所有権と使用权を明確にし、また、無形資産の管理における各関連会社の責任と権限を明確にすべきであり、これによって、権利帰属をめぐる紛争を回避し、管理責任を明確にすることができる。以下、一般的なグループ管理制度・施策の例を説明する。

(1) グループ統一管理制度の確立

無形資産の管理に関する統一された方針および手順を策定し、無形資産の範囲、分類、評価、保護および活用に関する規定を明確化することにより、無形資産の管理が規程によって管理されるようにする。グループ規程を策定し、グループ全体の無形資産の統一管理を行うことは、無形資産の監視と保護をより効果的にし、すべての子会社およびその他の関連会社が同じ管理基準とプロセスに従うようにさせることにより、社内の混乱や外部からの侵害のリスクを低減する。また、侵害紛争が発生した場合には、グループ名義で訴訟を提起して権利を主張することができるため、関連会社が単独で権利を保護する場合と比較して、グループの専門知識とリソースをより一層統合できる。特に影響力のある無形資産については、実務上、グループ名義で宣伝・公表することが多いため、後のグループ名義での権利保護を容易に実現し、また、グループ会社の対外的な宣伝基準と一致させることになる。

グループの統一規程制度については、まず、無形資産管理に関する基本的な文書を作成・整備し、グループの各種無形資産をできるだけカバーし、また、後の解釈と補足の便宜上、各種条項についてはできるだけ開放的に記載すべきである。「第一案」の第一審では、吉某グループが権利及び訴権を享有することを証明するために「浙江吉某控股集团專利奨励弁法」を提出したが、この弁法は專利に関する規定であり、一方当該事件は營業秘密侵害紛争であった





ため、第一審法院はこれに基づいて吉某グループがグループ内の他社の営業秘密について所有権を享有することを否定した。このことから、基本的な文書の作成及び整備の重要性がうかがえる。

次に「XX グループ専利管理弁法」、「XX グループ職務発明奨励弁法」、「XX グループ商標管理弁法」、「XX グループ営業秘密管理弁法」、「XX グループ技術文書管理弁法」、「XX グループデータ管理弁法」など、無形資産の種類ごとに管理措置を策定し、また、各子会社の革新能力を刺激するために、グループの各種規程制度において、関連会社の自主的な管理権を保留することに留意すべきである。

更に、グループ会社も定期的に各種無形資産に対して評価を行い、その価値とリスクを把握し、相応の保護措置(例えば専利出願、商標登録、著作権登録など)を講じることで、無形資産の権利侵害又は流失を防止し、無形資産に対する全面的、リアルタイム、動的な管理を実現し、管理効率と意思決定レベルを向上させるべきである。価値の高い無形資産については、その価値を十分に発揮し、ライセンス、譲渡、協力などの方式を通じて、無形資産の商業化利用を実現し、グループ会社全体の経済効果と競争力を高めるべきである。

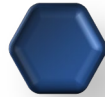
最後に、グループ会社は、構築した各種無形資産管理制度を定期的に評価・整備し、企業の発展や市場の変化に応じて管理制度を適時に調整し、その有効性と適応性を確保すべきである。また、知的財産代理機構、法律事務所、評価機関などの外部組織との協力を強化し、専門的なサービスやサポートを得て、無形資産管理のレベルを向上させる。

(2) 文書表示制度の整備

まず、文書表示制度を整備し、すべての技術文書、図面及びその他の重要な文書に権利情報を明確に記載する必要がある。これにより、所有権の透明性が確保され、所有権や使用範囲が明確になり、法的な争いにおいて必要な証拠を提供できる。例えば、文書に、統一されたグループ署名やヘッダーを使用するか、少なくともグループ会社と関連会社の並列署名やヘッダーを使用することで、文書の所有者や権利者を直感的に明示することができる。

次に、文書管理制度、特に機密レベルの表示制度を整備する必要がある。すべての機密文書には機密レベルと機密表示を付ける必要がある。例えば、機密文書に「これは〇〇グループ／〇〇社の機密文書であり、何人も書面による特別な許可なく、この文書を製造、販売、その





他の目的で開示、貸与、複写、使用してはならない」といった表示を行う。また、機密レベル(最高機密、機密、秘密)が異なる文書に対しては、それぞれ異なる管理措置を講じる必要がある。

(3) 権利共有制度と相互ライセンス許諾制度の整備

共同開発した技術や共同出願した専利等、グループ内の各会社が共同で所有する無形資産については、権利共有制度を確立し、各当事者の権利と義務を明確化する。例えば、グループレベルの規程や内部協定を通じて、グループ会社と各関連会社の無形資産に対する共有権利と責任を確立することで、グループ内および各関連会社がそれぞれの利益を保護しつつ知的財産権を共有し、紛争を避けることができる。

内部の相互ライセンス許諾制度の確立により、ライセンスの範囲、期間、料金が明確に定義され、無形資産の合理的な使用が保証される。この制度は、グループ内での無形資産の使用と移転を規範化し、グループ会社の技術革新や商業応用を促進するとともに、知的財産権の濫用を防ぐことができる。

2.3 無形資産をグループ会社で統一管理するメリットとデメリット

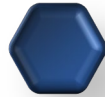
グループ会社による無形資産の統一管理は以下のようなメリットがある。

第一に、無形資産の権利帰属という点で、グループ会社は無形資産の統一管理を通じてリソースの共有と協力を促進することができ、グループ内の子会社または各部門の間の協力を促進し、無形資産の共有と最適配分を実現し、無形資産の利用価値と利益を向上させ、グループ内の子会社間のリソースの共有と協力革新に貢献することができる。

第二に、管理効率の向上とコスト削減の観点から、グループ内でリソースと専門知識を共有し、無形資産の計画、評価、保護、活用を統一的に行うことができ、子会社や部門の間での作業の重複やリソースの浪費を回避し、管理プロセスを簡素化し、管理効率を向上させることができる。また、集中調達や統一トレーニングなどにより、無形資産の管理コストを削減し、グループ全体の経済効率を向上させることができる。更に、統一的な秘密保持の措置と基準を採用することで、無形資産の安全性と秘密保持を向上させることができる。

最後に、管理の質と競争力を向上させるという点で、グループは無形資産を全面的に把握し分析することで、企業の戦略的意思決定に対してより正確で信頼性の高い根拠を提供し、意思





決定の質を向上させることができる。一元管理は、無形資産の質と価値を向上させ、企業の核心競争力を高め、企業の持続可能な発展を強力にサポートすることができる。

もちろん、グループによる無形資産の統一管理にはいくつかのデメリットも存在する可能性がある。例えば、統一管理は経営意思決定の集中化を招き、各子会社や部門の柔軟性と自主性を低下させ、傘下企業のイノベーションと発展の積極性に影響し、グループ内のさまざまな子会社や部門の間で情報の非対称性や利益相反が生じる可能性があることで、無形資産の管理と利用を不公平、不合理にし、企業全体の利益に影響することなどが挙げられる。

三、結語

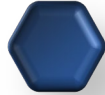
以上、「第一案」に対する分析及びグループ会社の無形資産の権利帰属リスクと対応策の検討により、権利帰属の不確実性が、無形資産管理においてグループ会社が直面する重要なリスクの1つであることがお分かりいただけたと思う。グループ会社は、無形資産の権利帰属のリスクを十分に認識し、有効な対策を積極的に講じるとともに、統一的な管理を行うべきである。そして、統一的な管理の実施において、メリットとデメリットのバランスに留意し、管理モデルの継続的な最適化、管理レベルの向上を図り、無形資産の安全かつ有効な利用を確保すべきである。もちろん、グループ企業の発展をサポートするために、専門の法律事務所から専門的なサービスとサポートを得ることはさらに重要なことであると考えられる。

出典：天達共和法律事務所

パートナー弁護士・弁理士 張嵩

弁護士・弁理士 劉徳旺





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : ip@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 22 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈 22 階

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518026

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街
19 号金禾センター 28-29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

Fax: (86-28) 6010 9008

郵便番号: 610094

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347
号国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

Fax: (86-25) 8317 8111

郵便番号: 210019

西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号
永威時代中心 27 階

Tel: (86-29) 8572 7895

Fax: (86-29) 8575 3463

郵便番号: 710065

北京東城区支所(デジタル化)

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100007

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城洗村路
5 号凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

郵便番号: 510623